

京都市告示第 2 8 7号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 8 月 1 7 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	月 輪 水 0006 号	東山区本町十五丁目 778 番地の 33 地先 同町 778 番地の 36 地先	
2	太 秦 安 井 水 0017 号	右京区太秦安井一町田町 2 番地の 1 地先 同町 2 番地の 2 地先	
3	西京極水 0061 号	右京区西京極前田町 17 番地の 28 地先 同町 20 番地の 15 地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	羽 東 師 水 0022 号	伏見区羽東師古川町 139 番地の 2 地先 同町 140 番地の 2 地先	
2	羽 東 師 水 0151 号	伏見区羽東師古川町 139 番地の 1 地先 同町 140 番地の 2 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)